

建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定による
計画変更通知書(工作物)

通知者官職

【計画変更の概要】

別記第13号様式の(注意)に準じて記入してください。

別記第13号様式の(注意)に準じて記入してください。